船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金
申請の手引き（令和７年度）

１．実施計画届

補助対象事業を実施しようとするとき　（実施前（最初に賃金改善を行う給与支給日の前）に１回のみ提出）※書類の提出が間に合わない場合は事前にご相談ください。

提出書類

- ☐ 別紙共通様式
- ☐ 第１号様式（船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業実施計画届）
- ☐ 第２号様式（船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業の周知証明）
- ☐ 市税納付確認書
- ☐ 申請者（担当者）の本人確認書類（運転免許証など）の写し
- ☐ 相手方登録申請書 ※市の財務会計システムに口座登録がないまたは登録内容に変更が生じたとき（例：代表取締役や住所、振込口座が変更になったときなど）

市で届出内容を確認し、適正と認めたときは「船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業実施計画届受理通知書」（第３号様式）で通知します。

※本補助金は予算の範囲内で交付するため、事前に周知の上、実施計画届で届け出ていただいた事業実施期間の途中で事業終了となる場合があります。

２．交付申請

補助金の交付を受けようとするとき

（賃金改善を実施した月の翌月以降に提出、**毎月**もしくは**複数月分まとめて**）
※なお、年度末に関しては、実施後すみやかにご申請ください。

提出書類

- ☐ 別紙共通様式
- ☐ 第４号様式（船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付申請書）
  複数月分まとめて申請する場合は、第４号様式の２（内訳表）も併せて提出
- ☐ 訪問看護職員に対し支払った給与明細等の写し（賃金改善分の支払いがわかるもの）
  ※訪問看護職員に交付する給与明細等で、補助金を明確に区分経理したものが対象です。（次頁参照）
- ☐ 訪問看護職員の募集にかかる宣伝広告を行った場合は、宣伝広告の実施を証明するもの（広告物の見本等）及び宣伝広告経費を証明するもの（領収書等）
  ※利用者の募集や、訪問看護職員（看護師・准看護師・保健師）以外の職種のみの宣伝広告は対象になりませんのでご注意ください。補助対象外となった経費については、補助交付やその他の措置はないため、不明な点がある場合は、宣伝広告にかかる契約前に事前にご相談ください。

市で申請内容を審査し、適正と認めたときは「船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金交付決定通知書」（第５号様式）で通知し、指定の口座に補助金を支払います。

【重要（令和７年度より変更）】給与明細等の写しとして受付ができない例

・訪問看護職員の手に渡らないもの（例：法人内で管理する賃金台帳や、管理表など）

・給与明細等の書類上、補助金が明確に区分経理されていないもの

（例：下表のように、明確に内訳がわからない項目に補助金が算定されている場合など）

４月分給与

支給	
…	…
●●手当	50,000
合計	…

補助金による賃金改善が不明確なため、受付不可。

※●●手当 50,000 円に、訪問看護雇用促進事業補助金 15,000 円を含む。

→上記の状態になっている場合は、別紙（任意の書式）を訪問看護職員に交付することで、「●●手当」の内訳が明確に示されるとき、「給与明細」+「別紙」の提出により受付いたします。不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください。

３．中止又は廃止の届出

年度途中で補助金の交付を受けることをやめようとするとき　（必要時）

提出書類

☐ 別紙共通様式

☐ 第６号様式（船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業中止（廃止）届）

４．消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告

補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により、

補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したとき

（交付申請時に、消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定した事業所のみ提出）

提出書類

☐ 別紙共通様式

☐ 第７号様式（船橋市介護保険訪問看護職員雇用促進事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書）

★各様式は、船橋市ホームページの「健康・福祉・衛生→介護保険・介護予防→介護の仕事への就職・研修支援→訪問看護職員雇用促進事業補助金について」にありますのでご活用ください。

●この補助金についての問い合わせ・提出書類の送付先

〒273-8501　船橋市湊町 2-10-25　船橋市介護保険課総務係（担当：元吉・内藤）

電話：047-436-3306　FAX：047-436-3307